



国民健康保険制度のお知らせ

☎ 保険医療課国民健康保険係 (市役所 1階④番窓口 ☎23-3331 内線281・284~286)
大滝総合支所 (☎68-6111)

平成27年度

国民健康保険税率

国民健康保険税(以下国保税)は、国民健康保険加入者が医療機関などにかかったときの医療費を支払うための貴重な財源です。

今年度の国保税の納税通知書は、6月中旬に発送しますので、納期内の納付について、加入者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

賦課方式	医療給付費分 限度額52万円 国保加入者全員 が対象	後期高齢者支援金分 限度額17万円 国保加入者全員 が対象	介護納付金分 限度額16万円 40~64歳の国保 加入者が対象
均等割額	25,000円	6,000円	6,000円
平等割額	30,000円	7,000円	7,000円
所得割額の率	8.5%	2.0%	2.0%
資産割額の率	7.3%	2.3%	1.9%

※前年度から国保税の課税限度額が引き上げられました

国保税の減免

国保税の納税義務者(世帯主)はその世帯に属する加入者が、次のような事情で、国保税の納付が著しく困難になったと認められる場合に申請すると、申請以降に納期限を迎える国保税(未納付分)の減額や免除を受けることができます。

- ① 災害で、居住用の家屋や土地、家財に著しい被害を受けたとき
- ② 失業が転職(自己都合)によらない場合で、収入が著しく低下したとき
- ③ 事業の廃止や休止、不振で、収入が著しく低下したとき
- ④ 生計中心者の長期の療養を要する負傷、疾病、死亡などで、収入が著しく低下したとき など

国保税を滞納すると...

- ① 短期被保険者証の交付
特別な事情もなく、国保税を滞納し、納税相談に応じない場合には、有効期限を限定(6カ月以内)した「短期被保険者証」を交付することがあります。



- ② 被保険者資格証明書の交付
国保税の滞納が、納期限から1年を経過した場合、「被保険者資格証明書」を交付することがあります。

これは、加入者が医療機関を受診したときに、一度医療費を全額支払い、後日保険給付相当額の払い戻し申請をするものです。

- ③ 保険給付の一時差し止め
国保税の滞納が、納期限から1年6カ月を過ぎた場合、保険給付(療養費などの現金給付)の全部か一部を差し止めることがあります。

保険税を滞納している方で、滞納分の国保税を納付しない場合は、一時差し止めに係る保険給付額から滞納分を差し引くことがあります。
医療費(病院などの窓口)での一部負担金)や国保税の支払いでお困りのときは、担当にご相談ください。

口座振替を

ご利用ください

市では、納め忘れをなくすためにも口座振替での納付をおすすめしています。

納税通知書・ご利用金融機関の通帳・届出印鑑をお持ちになり、金融機関か税務課管理係(市役所1階③番窓口)でお手続きください。



後期高齢者医療制度のお知らせ

☎ 保険医療課医療給付係（市役所 1 階③番窓口 ☎23-3331 内線280・287）
大滝総合支所（☎68-6111）
北海道後期高齢者医療広域連合（☎011-290-5601）

1 年間の保険料

均等割

所得割

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{上限額} \\ \hline 57\text{万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline 51,472\text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline (\text{平成26年中の} \\ \text{所得} - 33\text{万円}) \\ \times 10.52\% \\ \hline \end{array}$$

個人ごとの保険料の額は、6 月中旬に保険料額決定通知書でお知らせします。
※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します

平成27年度
年間保険料の計算方法

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	均等割の年額
33万円かつ被保険者全員が所得 0 円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9 割軽減	5,147円
33万円	8.5割軽減	7,720円
33万円 + (26万円 × 世帯の被保険者数)	5 割軽減	25,736円
33万円 + (47万円 × 世帯の被保険者数)	2 割軽減	41,177円

均等割
被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。(被保険者ではない世帯主の所得も判定対象で、昭和25年1月1日以前に生まれた方の公的年金などに係る所得は、さらに15万円を引いた額で判定します)

保険料の軽減

保険料の納め方

「年金」からお支払いいただきますが、次のどれかにあてはまる方は、「納入通知書」で納めていただきます。

- 年金額が年額18万円未満の方
- 介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金額の半分を超える方

※ 加入時期や手続きの関係で「納入通知書」でお支払いただき、手続き終了後に「年金」からお支払いただくことがあります

※ 「口座振替」への変更もできますので担当にお問い合わせください

所得割

- 被保険者個人の所得で判定します。所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は5割軽減

被用者保険の被扶養者だった方
後期高齢者医療制度に加入したときに被用者保険（会社員や公務員・船員などが加入する保険）の被扶養者だった方は、所得割がかからず、均等割が9割軽減になります。